

平成 28 年度 滋賀県中小企業活性化施策 実施計画（案）

平成 28 年 4 月
滋賀県



滋賀の“ちいさな企業”応援月間

～地域で活躍する小規模事業者を中心とした中小企業を応援します！～

「中小企業」・「小規模企業」の定義

中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいいます。

また、小規模企業とは、同条第５項の規定に基づく「小規模企業者」をいいます。

「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、おおむね下記に該当するものを指します。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		うち小規模企業者
	資本金の額または出資の総額	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業・その他の業種（②～④を除く）※	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業※	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

※下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定められています。

【中小企業者】 ①製造業 ゴム製品製造業 ：資本金 3 億円以下または常時雇用する従業員 900 人以下

③サービス業 ソフトウェア業 : 資本金3億円以下または常時雇用する従業員300人以下

情報処理サービス業：資本金 3 億円以下または常時雇用する従業員 300 人以下

旅館業：資本金 5 千万円以下または常時雇用する従業員 200 人以下

【小規模企業者】③サービス業 宿泊業・娯楽業 : 常時雇用する従業員 20 人以下

「“ちいさな企業”」の定義

「“ちいさな企業”」とは、「小規模企業を中心とする中小企業」を指します。

目 次

1. 実施計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 経済の動向等	
(2) 国における動き	
(3) これまでの県の実組	
(4) 平成28年度の県の実組の方向性	
2. 実施計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 目指す中小企業活性化の姿・・・・・・・・・・	5
(1) 目指す姿	
(2) 目指す姿の実現に向けて	
4. 平成28年度実施計画の基本方針・・・・・・・・	6
(1) 施策の基本的な方向	
(2) 重点事項	
(3) 中小企業者や関係者との連携の促進	
5. 中小企業活性化施策の推進のための措置・・	9
(1) 実施計画の推進と検証、施策への反映	
(2) 調査研究の実施	
(3) 推進体制の整備	
(4) 財政上および税制上の措置	
6. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7. 施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
8. 中小企業の活性化の推進に関する条例の改正の概要・・	29
9. 滋賀の“ちいさな企業” 応援月間について・・	30
10. 平成27年度の条例・施策の周知・意見交換等の取組について・・	31
11. 平成26年度の実施計画の実施状況の検証結果について・・	33
滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例・・	35
滋賀県産業振興ビジョンの概要・・	37

1. 実施計画の背景

(1) 経済の動向等

我が国の経済動向をみると、景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待されています。ただし、アメリカの金融政策の正常化が進むなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。こうしたなかで、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

本県経済は、このところ持ち直しの動きがやや弱まっており、景況調査においては、大企業、中小企業ともに景況感は厳しく、景気回復の実感が伴わない状況となっています。

(1月月例経済報告(内閣府)、2月滋賀県経済指標、10～12月期景況調査(商工政策課))

(2) 国における動き

○一億総活躍社会の実現に向けて

国においては、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂されて活躍できる社会である一億総活躍社会の実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を「新・三本の矢」として取り組んでいます。

特に、「希望を生み出す強い経済」においては、名目GDP600兆円の達成に向け、中小企業等が賃上げしやすい環境を整備するなど、賃金の引き上げを通じた消費の喚起や設備投資の促進、多様で柔軟な働き方改革への取り組みが検討されています。

本県においても、共に働く共生社会づくりの実現に向けて、国の動向を注視しつつ、呼応して取り組んでいく必要があります。

○環太平洋パートナーシップ(TPP)協定について

環太平洋パートナーシップ協定については、平成27年10月の大筋合意を踏まえ、平成28年2月に参加12か国において署名されました。

TPPは、世界のGDPの約4割という規模の経済圏をカバーした経済連携であり、人口8億人という巨大市場が創出され、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産や電子商取引の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築するものです。これにより、他国企業との一層の競争激化の懸念もありますが、例えば、生産拠点を海外に移さずに海外展開が可能になるなど、TPPは、これまで海外展開に踏み切れなかった中小企業にとって、巨大市場へと活躍の場を広げる大きなチャンスをもたらすものです。一方、農林水産分野では、輸入関税の引き下げによって、農林水産物の価格が低下し、消費者には、メリットがある反面、生産者や流通・加工等の事業者の経営に対するマイナスの影響も懸念されます。

本県においても、「TPPに係る滋賀県の対応方針」(平成28年3月策定予定)にも

とづき、県内中小企業が、T P P がもたらす多様なメリットをうまく活用し、T P P のプラス効果を発現する対策を推進する一方、マイナス面の影響をできるだけ生じさせないよう、各部局連携の下に、国や市町、関係団体等と連携しながら、対策を講じていく必要があります。

(3) これまでの県の取組

こうした中、本県では企業数を見ると、中小企業が県内企業の99.8%を占めており、地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たしていることから、本県の地域経済および社会を発展させていくためには、中小企業の活性化がますます重要となっています。

そこで、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき、中小企業活性化施策に係る実施計画を策定し、中小企業支援施策を着実に推進するとともに、実施計画の実施状況の検証を行い、その結果を中小企業活性化施策に反映してきました。

また、関係団体や地域に出向いての意見交換や職員による企業訪問、さらには滋賀県中小企業活性化審議会などを通じて中小企業者等の意見をお聴きしてきました。

さらに、平成25年の中小企業基本法の改正や平成26年6月に施行された小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、現行条例の改正について、検討を進めてきました。

(4) 平成28年度の県の取組の方向性

○滋賀県基本構想、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略

県政の総合的な推進の指針である「滋賀県基本構想」に基づき、計画的に施策を展開していきます。

また、平成26年11月のまち・ひと・しごと創生法制定・施行、12月のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に呼応して、本県では、人口減少を見据えて、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって豊かな滋賀を築いていくため、昨年10月「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定いたしました。この戦略は、「滋賀県基本構想」の重点政策を推進するためのエンジンとして位置づけ、人口目標と今後目指すべき豊かな滋賀の将来像を提示するとともに、その将来像を実現するために、次世代のための成長産業創出プロジェクトなど19のプロジェクトを展開することとしています。

○滋賀県産業振興ビジョン

基本構想の部門別計画として策定した、産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針となる「滋賀県産業振興ビジョン」に基づき、計画的に施策を展開していきます。

○中小企業の活性化の推進に関する条例

本条例を改正し、小規模企業者の位置付けを明確にするとともに、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を新たに条例に位置づけました。この応援月間では、引き続き、中小企業者、関係団体等、国および市町と連携し、一体となって情報発信や施策の周知等、諸活動を積極的に実施し、小規模企業をはじめとする中小企業の活性化を図ります。

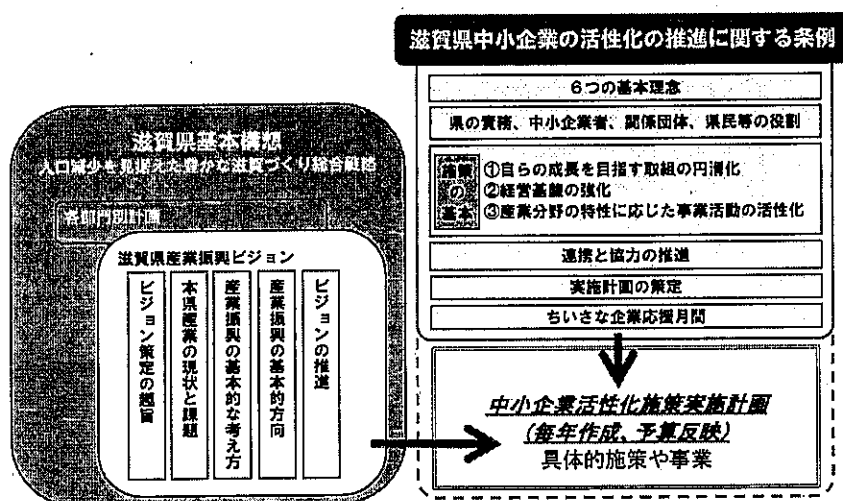
経済の動向や国の動きを踏まえつつ、滋賀県基本構想、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略、条例、滋賀県産業振興ビジョンの趣旨を具現化し、中小企業の活性化を引き続き着実に推進していくため、平成 28 年度中小企業活性化施策実施計画を策定するものとします。

2. 実施計画の位置づけ

この実施計画は、

- ① 条例第 10 条第 1 項に基づく平成 28 年度の中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画
- ② 産業振興ビジョンに基づき、中小企業の活性化の視点から施策の具体化を図るもの
- ③ 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき都道府県が定める中小企業支援計画として位置づけます。

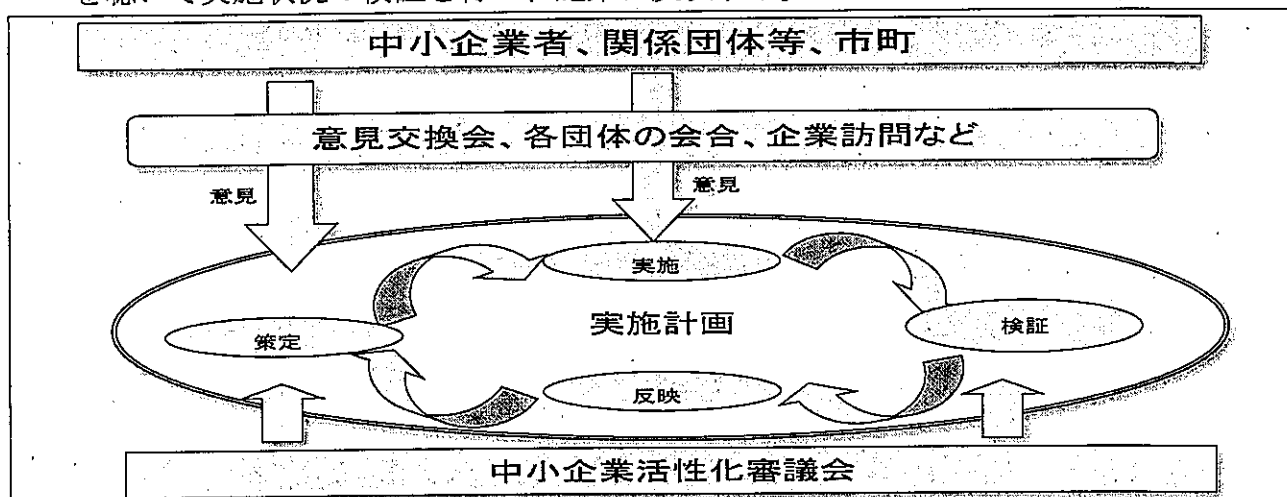
【条例ならびに産業振興ビジョンに基づく具体的な施策や事業の展開】



なお、盛り込んでいる中小企業活性化施策は、概ね 3 年程度を見据えながら、平成 28 年度予算に基づく事業や制度などの取組としています。

この実施計画は、次のようなことに活用します。

- ① 県の実施する中小企業活性化施策を体系的に取りまとめ、公表し、中小企業者や関係者の皆さんに情報提供する。
- ② 実施計画に基づいて、中小企業活性化施策を着実に推進する。
- ③ 中小企業者や関係者の皆さんなどからの意見を踏まえ、中小企業活性化審議会の意見を聴いて実施状況の検証を行い、施策に反映する。



3. 目指す中小企業活性化の姿

(1) 目指す姿

—いきいきと活躍する中小企業が創る元気な滋賀—

中小企業は、日本一のモノづくり県である本県の基盤を支えるとともに、地域の商業・サービス業など、県民の暮らしを守り、また、地域づくりの大きな力となっており、本県経済と社会の発展のための主な担い手です。

滋賀県産業振興ビジョン

基本理念：世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる“滋賀発の産業・雇用”の創造

ビジョンが目指す姿

- これまでの産業集積を基盤にした「新たな成長産業の創出」により、環境と両立した、日本を支えるたくましい経済が創造されています。
- 独自技術や競争力のある商品・サービスを生み出す「挑戦する企業の活躍」により、地域経済の活性化、雇用の維持・拡大が図られています。
- 琵琶湖をはじめとする豊かな地域資源や特性が活かされ、「世界に通用するブランド価値の発信」により、滋賀のステータスが向上しています。
- 地域の課題や日々の暮らしに根ざした「地域貢献企業の集積」により、地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立しています。
- 多様な主体の連携の中から生み出される「イノベーションの連続」により、新たな価値が創造され、国内外の需要に迅速かつ柔軟に対応できるビジネスモデルが次々と展開されています。

ビジョンでは、10年後（平成36年（2024年））の姿として、上記の目指す姿を掲げていますが、その実現のためには、中小企業には、自主的・自立的に経営の向上や改善に努め、経営基盤を強化し、また、自らの成長を目指す意欲的な取組を行うことが求められています。

こうした中小企業の取組を支え、その活性化を図るためには、県をはじめ中小企業に関係する団体、大企業者、大学などの教育研究機関、金融機関、県民が、条例の趣旨を踏まえ、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

このように、中小企業者の自主的・自立的な努力を尊重しつつ、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、県が実施計画に基づき中小企業活性化施策を着実に推進することにより、中小企業が地域でいきいきと活躍し、本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長する元気な滋賀を目指します。

(2) 目指す姿の実現に向けて

この「目指す姿」の実現に向けて、県は総合的・計画的に中小企業の活性化の推進を図っていくこととし、毎年度、実施計画を策定し、着実に中小企業活性化施策を展開します。

その実施状況については、中小企業者や関係団体、市町、中小企業活性化審議会の意見を踏まえて検証し、中小企業活性化施策の見直し等の対応を図ります。

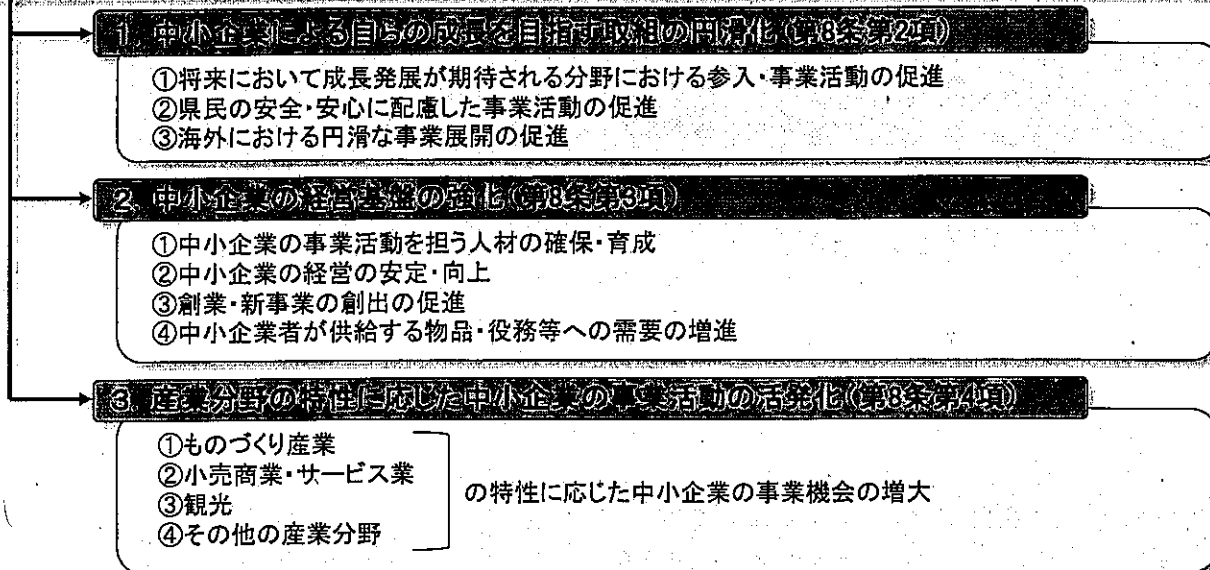
4. 平成28年度実施計画の基本方針

(1) 施策の基本的な方向

条例第8条に定める3つの施策の基本に沿って、関係者と連携しながら積極的に中小企業活性化施策を展開します。

また、条例第9条の規定に基づき、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進します。

中小企業の活性化施策の基本方向(条例第8条)



中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(第9条第1項)

(2) 重点事項

平成27年度に実施した団体や地域に出向いての意見交換会やその場でのアンケート調査、職員による企業訪問等により、寄せられた中小企業者や関係者の皆さんの声などを踏まえ、平成28年度は、以下を重点事項として取り組みます。

① 小規模企業者への支援

小規模企業者に焦点を当てた取組を実施し、小規模企業の活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを支援します。

具体的には、ものづくりに携わる小規模企業者の受注体制の確立や自社分析、発注企業の調達情報の収集・発信などの支援を行うとともに、地域の特産品のブランド化や販路開拓、その後継者等の人材育成、近江の地酒のPRなどの支援により、小規模企業をはじめとする中小企業の活性化に向けた取組を支援します。

また、「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」において、引き続き、“ちいさな企業”が担う役割や魅力を積極的に情報発信するとともに、経済団体などの関係機関と連携して、ちいさな企業への施策の周知および活用を促進します。

②地域の特性を活かしたイノベーションの創出

地方創生が叫ばれる中で、活力に溢れた地域経済を実現するために、滋賀発のイノベーションの促進に取り組みます。

本県の特徴を生かした水環境ビジネスにおける海外に重点をおいたプロジェクトの創出・展開や医工連携による医療・健康・福祉分野での新たな事業展開などをはじめ、新たな商品やサービスの創出を図るため、企業の技術開発や販路開拓を支援するとともに、異分野・異業種間の連携、企業や大学が保有する知的財産の活用の促進、多様な主体の連携による観光まちづくりの推進などにより、様々な分野におけるイノベーションの促進に取り組みます。

また、成長産業を発掘し育成するハンズオン支援の強化やインキュベーション・マネージャー（起業家を支援し、事業化まで導く専門家）による創業支援、中小企業振興資金の開業資金の拡充、商店街での開業希望者の発掘育成などの開業支援により、新たな事業の創出を促進します。

③共に働く共生社会づくりの実現

中小企業の大きな課題の一つである人材の確保・育成にむけて、若者も高齢者も、女性も男性も、全ての方々の活躍を促進します。

男女が共に希望する働き方・生き方が実現できるようワーク・ライフ・バランスの取組のモデル事例などの情報発信を行うとともに、働く場における女性の活躍を推進するためのセミナーの開催や既に女性活躍に取り組んでいる企業の事例の発信等を実施し、誰もが能力を発揮し、いきいきと働き、仕事と生活を両立しながら活躍できる環境の整備を促進します。

また、若者や中高年齢者に対する相談から就職までの一貫した支援やU・I・Jターンの促進、企業説明会などの開催により県内中小企業の人材確保を図るとともに、テーマを絞った総合的な人材育成や若手求職者への技能習得支援などにより、企業のニーズにあった人材育成を図ります。さらに、仕事体験やインターンシップなどを通じて、勤労観や職業観をはぐくむとともに、産業の動向に対応した人材育成により、次世代の人材の育成にも取り組みます。

（３）中小企業者や関係者との連携の促進

条例に定める中小企業者および関係者の役割等を踏まえ、県は、次のように中小企業者および関係者に対して、連携を図り、情報の提供、支援、調整等を行います。

また、「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」を新たに条例に位置づけることにより、より一層、中小企業者や関係団体等と連携し、説明・相談会やセミナーなどを着実に実施することで、小規模企業者への支援を引き続き行うとともに、県民も含めた各主体の意義・役割の再認識と小規模企業者の活性化に向けた機運の醸成を図ります。

さらに、県は、市町に対する説明・意見交換の実施等を通じ、地域の実情を把握しながら、中小企業活性化施策について市町との連携を図ります。

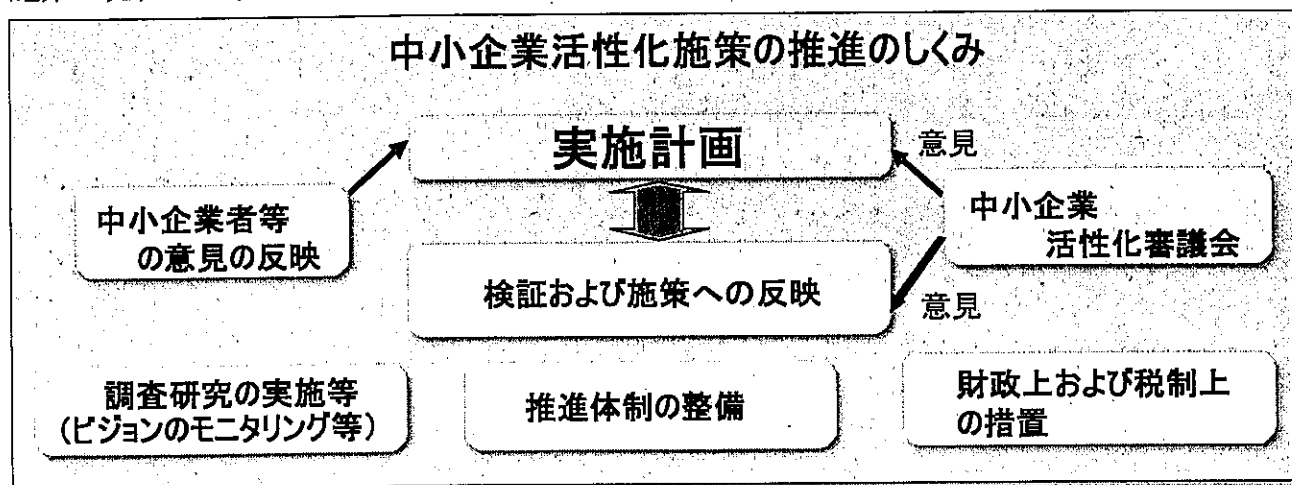
- ①企業訪問や様々な機会を捉えた意見交換や施策の周知、および実施計画に掲げられた様々な事業の着実な実施に努め、中小企業者の自主的かつ自立的な経営の向上・改善を促進します。また、中小企業の意欲的な取り組みについて、情報発信に努めます。
- ②中小企業活性化施策の窓口となる商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの中小企業に関係する団体の様々なノウハウや資源を活用するため、これらの団体との意見交換を活発に行い、施策情報の共有と連携を促進することにより、これらの団体の中小企業の活性化に向けた積極的な支援および協力を促進します。
- ③大企業者と中小企業者とのマッチングに向けた取組を推進するとともに、大企業やナショナルチェーンの商工団体への加入を進めるため、企業との連携協定を通じた働きかけなどにより、大企業者等の取組を促進します。
- ④産学官連携や連携協定による研究活動や人材確保・育成、創業支援の推進などにより、大学その他の教育研究機関の取組を促進します。
- ⑤中小企業者に対する円滑な資金供給や経営支援について連携して支援を行うことなどにより、金融機関の取組を促進します。
- ⑥ホームページ、メディア、セミナーの開催を通じた啓発などにより、県民の皆さんの中小企業の活性化について関心と理解を深めるとともに、中小企業者の供給する物品等の購入等を促進します。

5. 中小企業活性化施策の推進のための措置

中小企業活性化施策を着実かつ効果的に実施するため、次のようなことを実施します。

(1) 実施計画の推進と検証、施策への反映

中小企業活性化施策を推進することと併せて、企業への訪問や地域別や団体別の意見交換会などの開催などにより中小企業者や関係団体、市町等の意見をお聴きし、それらを踏まえた上で、中小企業活性化審議会の意見をお聴きしながら検証を行い、中小企業活性化施策の見直しと次年度の実施計画への反映を図ります。



(2) 調査研究の実施

経済指標の分析や、企業へのアンケートや聞き取りによる景況調査などによる中小企業や県経済の状況の把握、ビジョンの推進にあたり実施するモニタリング調査などを、中小企業活性化施策に活かします。

(3) 推進体制の整備

製造業、商業、サービス業、観光産業、農林水産業、健康福祉産業、建設業など、様々な分野にわたる総合的な中小企業活性化施策の策定と推進を、全庁を挙げて図るため、関係部局により設置した「中小企業活性化推進本部」の適切な運営を通じて、施策の実施に必要な体制を確保します。

(4) 財政上および税制上の措置

実施計画に基づく中小企業活性化施策について、必要な予算措置を講じます。財源については、条例施行を契機に着実に施策を展開するため平成25年度から設置している中小企業活性化推進基金の活用を図るとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策をはじめとした国の施策を活用しながら、事業展開を図ります。

また、法人県民税について、資本金1億円以下で法人税額5千万円以下の中小企業について法人税割の超過税率を適用しない措置により負担の軽減を引き続き図ります。

6. 施策の体系

注1) 事業には、平成27年度補正予算で計上し、平成28年度に繰越を行って事業を実施するものも含みます。
 注2) 「主に小規模事業者向け」欄は、主に小規模事業者の振興・支援である施策や、小規模事業者を支援要件とするものを設ける施策などを指します。
 注3) 「創生事業・基金事業」欄は、国の「地方創生加速化交付金(平成27年度補正予算)」および県の「滋賀県中小企業活性化推進基金」を財源として活用した事業を指します。
 注4) 「H28予算」欄は、平成27年度補正予算で計上し、平成28年度に繰越を行う事業については、便宜上、平成27年度の補正予算額を計上しています。

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

14事業

ア 将来において成長発展が期待される分野における参入および事業活動の促進							5事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
1	滋賀のクリエイティブ産業振興事業			小規模		4,308	商工政策課
2	クリエイティブ産業活用モデル創出事業			小規模		4,900	商工政策課
3	中小企業振興資金貸付金(政策推進資金(成長産業育成枠))			小規模		46,000	中小企業支援課
4	びわ湖環境ビジネスメッセ開催事業					10,000	モノづくり振興課
5	医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業		イノベーション			4,841	モノづくり振興課

イ 県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進							2事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
6	「セーフディ」の普及事業			小規模		1,543	生活衛生課
7	「おいしが うれしが」キャンペーン推進事業					3,620	食のブランド推進課

ウ 海外における円滑な事業の展開の促進							7事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
8	汚水処理分野における技術協力プロジェクト					2,200	下水道課
9	台南市政府と現地企業との経済交流に関する覚書に基づく事業の推進					-	商工政策課
10	海外環境見本市共同出展事業				基金	4,850	モノづくり振興課
11	海外展開技術支援事業	新規			基金	3,160	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
12					基金	9,264	商工政策課
13	海外展開支援事業			小規模	基金	6,000	商工政策課
14					基金	2,784	商工政策課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

48事業

ア 中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成							22事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
15	滋賀のくすり振興対策費(地場製薬企業薬事エキスパート育成補助金)	新規			基金	500	薬務感染症対策課
16	女性の就労サポート事業(滋賀マザーズジョブステーション事業)					48,909	女性活躍推進課
						2,280	子ども・青少年局
17	ものづくり人材育成事業「滋賀ものづくり経営改善センター」				基金	7,602	商工政策課
18	滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト		共生社会			251,861	労働雇用政策課
19	省エネ・創エネ導入促進人材育成事業					417	労働雇用政策課
20	ワーク・ライフ・バランス推進事業		共生社会	小規模	基金	2,699	労働雇用政策課
21	若年者総合就業支援事業					19,206	労働雇用政策課
22	【若年者就労トータルサポート事業】 おふり若者未来サポートセンター事業		共生社会			3,923	労働雇用政策課
23	Uターン助成事業		共生社会			14,361	労働雇用政策課
24	【若年者就労トータルサポート事業】 ふるさと滋賀就職応援事業		共生社会			10,266	労働雇用政策課
25	【若年者就労トータルサポート事業】 滋賀の「三方よし」若者未来塾事業		共生社会			8,600	労働雇用政策課
26	ネクストチャレンジ推進事業		共生社会			17,354	労働雇用政策課
27	働き・暮らし応援センター事業					9,671	労働雇用政策課
28	しごとチャレンジ推進事業					3,000	労働雇用政策課
29	職業訓練事業費					5,110	労働雇用政策課
30	職業能力開発振興事業費					70,651	労働雇用政策課
31	中小企業人材育成促進事業				基金	3,985	労働雇用政策課
32	滋賀のイクボスプロジェクト					1,311	女性活躍推進課
33	働く場における女性活躍推進事業		共生社会			2,822	女性活躍推進課
34	中学生チャレンジワーク事業		共生社会			739	学校教育課
35	専門高校プロフェッショナル人材育成事業		共生社会			5,474	学校教育課
36	県立高等学校キャリア形成支援事業					2,007	学校教育課

イ 中小企業の経営の安定および向上							11事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
37	事業所創エネ・省エネ促進事業					58,500	エネルギー政策課
38	【産業振興総合支援推進事業】 (公財)滋賀県産業支援プラザの支援体制の強化等					215,934	商工政策課
39	事業継続計画策定支援事業			小規模		817	中小企業支援課
40	中小企業振興資金貸付金(経営支援資金、セーフティネット資金等)			小規模		12,107,000	中小企業支援課
41	中小企業振興資金保証料軽減補助事業			小規模		172,018	中小企業支援課
42	県中小企業支援センター事業			小規模		11,083	中小企業支援課
43	小規模事業経営支援事業費補助金			小規模		1,509,607	中小企業支援課
44	一般活動費補助金(商工会連合会・商工会議所連合会)			小規模		22,606	中小企業支援課
45	中小企業連携組織対策事業費補助金			小規模		102,582	中小企業支援課
46	中小企業団体中央会一般活動費補助金			小規模		10,576	中小企業支援課
47	下請企業振興事業費補助金			小規模		4,396	モノづくり振興課

ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進							10事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
48	【産業振興総合支援推進事業】 コラボしが21インキュベーション					1,653	商工政策課
49	地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業(SOHO型ビジネス支援事業)			小規模		39,852	中小企業支援課
50	しがインキュベーション施設入居者販路開拓支援補助金			小規模	基金	3,599	中小企業支援課
51	地域の創業応援隊事業		イノベーション	小規模		6,300	中小企業支援課
52	中小企業経営革新支援事業			小規模		15,233	中小企業支援課
53	しが新事業応援ファンド			小規模		-	中小企業支援課
54	中小企業振興資金貸付金(政策推進資金(新事業促進枠))			小規模		108,000	中小企業支援課
55	中小企業振興資金貸付金(開業資金)		イノベーション	小規模		402,000	中小企業支援課
56	知財シーズ発掘・発信事業	新規	イノベーション			500	モノづくり振興課
57	女性のためのアグリビジネス・サポート事業			小規模		4,400	農業経営課

エ 中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進							5事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
58	滋賀の感性を伝える「ココクール」事業					3,408	商工政策課
59	「ココクール マザーレイク・セレクション」首都圏発信事業					2,414	商工政策課
60	新商品バイオニア認定商品トライアル購入事業			小規模		1,000	中小企業支援課
61	滋賀の「ちいさな企業」魅力発信事業		小規模	小規模		5,200	中小企業支援課
62	「琵琶湖八珍」ブランド化事業			小規模	基金	3,966	水産課

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

25事業

ア ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大							13事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
63	伝統的工芸品月間等参加事業			小規模		3,043	中小企業支援課
64	「伝統の技と美」滋賀の匠展開催事業	新規		小規模	基金	1,977	中小企業支援課
65	ちいさなものづくり企業等成長促進事業		小規模	小規模		8,800	モノづくり振興課
66	近江技術てんびん棒事業					842	モノづくり振興課
67	プロジェクトチャレンジ支援事業			小規模		52,112	モノづくり振興課
68	テクノファクトリーの運営					391	モノづくり振興課
69	企業化支援推進費					6,056	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
70	工業技術総合センター試験研究指導費					146,018	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
71	東北部工業技術センター試験研究指導費					124,335	モノづくり振興課 (東北部工業技術センター)
72	地場産業新戦略支援事業		小規模	小規模		9,091	モノづくり振興課
73	高島産地製品の高付加価値化および新規需要開拓支援事業			小規模	基金	1,819	モノづくり振興課 (東北部工業技術センター)
74	「Made in SHIGA」企業立地助成金					40,000	企業誘致推進室
75	近江の地酒普及促進事業	新規	小規模	小規模	基金	1,500	観光交流局

イ 小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大							4事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
76	にぎわいのまちづくり総合支援事業			小規模		20,047	中小企業支援課
77	商店街等空き店舗活用マッチング支援事業			小規模	基金	925	中小企業支援課
78	商店街の元気・魅力発信事業			小規模	基金	7,700	中小企業支援課
79	魅力あるお店創出支援事業		イノベーション	小規模		2,000	中小企業支援課

ウ 観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大							5事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
80	滋賀・びわ湖ブランド推進事業					258,916	企画調整課
81	県域無料Wi-Fi整備促進事業					9,164	情報政策課
82	観光物産振興事業負担金(観光物産情報発信事業等)			小規模		76,687	観光交流局
83	首都圏観光情報発信事業			小規模		11,311	観光交流局
84	地域観光活性化支援事業			小規模		16,000	観光交流局

エ その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大							3事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
85	森の資源研究開発事業費補助金					5,000	森林政策課
86	滋賀の卸売市場活性化推進事業				基金	500	食のブランド推進課
87	建設産業適正化推進事業			小規模	基金	2,730	監理課

(4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の推進(条例第9条第1項)

6事業

番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	主に小規模 事業者向け	創生事業 基金事業	H28予算案 (単位:千円)	担当課
88	伊藤忠商事株式会社との連携協定					-	商工政策課
89	滋賀の「ちいさな企業」応援月間事業		小規模	小規模	基金	2,247	中小企業支援課
90	中小企業活性化推進事業			小規模	基金	1,240	中小企業支援課
91	産学官連携推進事業					12,225	モノづくり振興課
92	6次産業化ネットワーク活動整備事業			小規模		51,954	農業経営課
93	6次産業化ネットワーク活動推進事業			小規模		19,028	農業経営課

合計						16,300,520 千円	
----	--	--	--	--	--	---------------	--

93事業

7. 施策の内容

注1) 取組の予定の平成29年度以降については、予算や関係者との調整その他の状況により流動的であることから、----->で表示しています。

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

ア 将来において成長発展が期待される分野における参入および事業活動の促進

注2) 主に該当すると考えられる条項にのみ事業を掲載し、同一事業を別の条項に【再掲】していません。

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
1	滋賀のクリエイティブ産業振興事業	クリエイティブ産業の振興と、これとの連携による幅広い産業の高付加価値化を図るため、県内クリエイティブ事業者のネットワーク化の推進、クリエイティブ産業交流会の開催、事業所の設置・販路開拓に対する助成等を行う。	○クリエイターネットワーク化の推進 ○県内クリエイティブ産業交流会の開催 ○補助事業の実施 ・クリエイティブ企業県内事業所開設支援 ・クリエイティブ企業等展示会出展支援 ○クリエイティブプロデューサー人材の育成	→	-----	→	4,308	商工政策課
2	クリエイティブ産業活用モデル創出事業	クリエイティブ産業が有する高付加価値化の要素を県内に集積する産業と融合させることで、より訴求力のある製品のモデル創出を目指すとともに、県内クリエイティブ産業の振興を図るため、クリエイティブ企業と異業種のビジネスマッチング会等を行う。	○ビジネスマッチング会の開催 ○クリエイティブ産業を活用したモデル事業への補助実施 【目標】 雇用創出 2人	→	-----	→	4,900	商工政策課
3	中小企業振興資金貸付金 (政策推進資金(成長産業育成枠))	成長産業分野の事業を営んでいる中小企業者等で事業の拡充を図るために必要な資金の貸し付けを行う。	○成長産業分野の事業を営んでいる中小企業者等で、当該分野においてさらなる事業の拡大を図る中小企業者等への必要な資金の貸し付け <対象事業分野> ・環境、エネルギー事業 ・防災対策事業 ・クリエイティブ事業 など7分野	→	-----	→	46,000	中小企業支援課
4	びわ湖環境ビジネスメッセ開催事業	BtoBに特化した環境産業総合見本市を開催し、環境産業の育成・振興を図る。	○びわ湖環境ビジネスメッセ2016の開催 [時期]平成28年10月19日～21日 [会場]長浜バイオ大学ドーム [出展規模]300企業・団体、500小間 [来場者数]35,000人	→	-----	→	10,000	モノづくり振興課
5	医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業	びわこ南部地域を中心に進む医学・理工系大学の知的資源と高度なものづくり基盤技術を有する製造業の集積を活かし、医工連携による研究開発プロジェクトの創出・事業化と産学官連携基盤の充実強化を図る。	○医工連携ものづくりネットワークの形成 ○産学官連携コーディネート ○医療機器開発人材育成	→	-----	→	4,841	モノづくり振興課

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

イ 県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
6	「セーフフードしが」の普及事業	国際基準の衛生管理手法であるHACCPに適合する認証に改正(H27年4月)した「滋賀県食品高度衛生管理認証(セーフフードしが)」を普及促進する。	○旧制度認証事業所の新制度への移行 ○新規事業所の認証 ○制度の普及啓発 【目標】 認証事業所数 175事業所(H30)	→	→	→	1,543	生活衛生課
7	「おいしが うれしが」キャンペーン推進事業	「地産地消」を推進するため、「おいしが うれしが」キャンペーン推進店への登録の呼びかけ、情報発信等を行う。あわせて、推進店を巡るラリー企画の実施により、消費者ニーズを把握するとともに、生産者と推進店の連携をより強化するための食材交流会を開催する。	○「おいしが うれしが」キャンペーンの推進 ○県民が推進店を巡るラリー企画の実施 ○食材交流会の開催(2回) 【目標】 県内推進店舗数累計 1,330店舗	→	→	→	3,620	食のブランド推進課

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

ウ 海外における円滑な事業の展開の促進

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
8	汚水処理分野における 技術協力プロジェクト	中国湖南省へ下水道の技術援助と普及啓発を行うとともに、ベトナム国クアンニン省に対し技術協力を行うことにより、本県の汚水処理技術の継承発展と、本県企業による水環境ビジネスの展開に資する。	○現地調査 1回 ○ビジネスセミナー 1回	→	→	→	2,200	下水道課
9	台南市政府と現地企業との経済交流に関する覚書に基づく事業の推進	台南市政府との覚書に基づく両地域におけるビジネス環境の整備ならびに聯奇開發股份有限公司との覚書に基づく滋賀県企業等との共同開発等の推進を図る。	○説明会、商談会等の協力や企業・団体等の紹介とマッチング機関の提供など	→	→	→		商工政策課
10	海外環境見本市共同 出展事業	海外で開催される環境関連見本市に県内企業の参加を得て「びわ湖環境ビジネスメッセ」のコーナーを共同出展する。	○「びわ湖環境ビジネスメッセ」コーナーに県内企業と共同出展する経費に關し補助 【目標】 ・企業出展者数 10者 ・一般商談件数 100件	→	→	→	4,850	モノづくり振興課
11	海外展開技術支援事業	国際規格への対応への技術支援および信楽焼製品の開発支援をおこない、県内モノづくり企業の海外展開を支援する。	○国際規格対応のための支援体制の整備 ○信楽坪庭製品の製品開発、国内展示会への出展 【目標】 製品開発参加企業 2社	→	→	→	3,160	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
12	海外展開支援事業	(公財)滋賀県産業支援プラザ内に貿易や海外投資への相談に対応するための窓口を設置する。	○貿易投資相談窓口の設置(H25より拡充) ○海外展開セミナー等の開催 【目標】 出張相談数 44件	→	→	→	9,264	商工政策課
13		中小企業の海外への販路開拓のため、海外見本市等への出展について支援する。	○中小企業が販路開拓(見本市出展、市場調査等)を行う際に、その一部を補助 【目標】 展示会出展の支援 20件	→	→	→	6,000	商工政策課
14		中小企業等のベトナムにおける円滑な事業展開を支援するため、現地政府関係者との経済交流や企業の現地商談支援を行う。	○ホーチミン市政府関係者等を本県へ招聘 ○ホーチミン市当局やJETRO等と連携し、展示等への参画を通じて、県内企業のビジネスマッチング支援を実施 ○本県内企業とマッチング可能なホーチミン市の産業を調査する。 【目標】 個別企業現地支援 5件	→	→	→	2,784	商工政策課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

ア 中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的な取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
15	滋賀のくすり振興対策費 (地場製薬企業薬事工 キスパート育成補助金)	地場産業の一つである製薬産業を支える 地場製薬企業の事業活動の活発化のため、 地場製薬企業における医薬品の開発、 品質保証および安全対策等の薬事に関する エキスパートを育成する。	○地場製薬企業における薬事エキスパート育 成のため、短期の専門講習の受講費用の一部 を一般社団法人滋賀県薬業協会に対して 助成する。 【目標】 専門研修受講者数 5社5名	→	→	→	500	薬務感染 症対策課
16	女性の就労サポート事 業 (滋賀マザーズジョブ ステーション事業)	子育てをしながら再就職を希望する女性等 を対象とし、仕事と子育ての両立に向けたア ドバイスや一時保育の実施、就労相談、求 人情報の提供や職業紹介など、就労支援 をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブ ステーション」を運営する。	○滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡 ○滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前 ○お仕事セミナー 【目標】 滋賀マザーズジョブステーションの相談件数 年 間5,400件	→	→	→	48,909	女性活躍 推進課
							2,280	子ども・青 少年局
17	ものづくり人材育成事業 「滋賀ものづくり経営改 善センター」	ものづくり企業のいわゆる「カイゼン」による生 産性の向上や経営基盤の安定を図るため、 「カイゼン」を学ぶスクール事業と「カイゼ ン」インストラクターを派遣する事業を継続し て実施する。 また、拡充事業として、新規顧客開拓の 「現場力最大化紹介事例説明会」、実施 企業間で意見交換を行う「実践企業交流 会」、継続してインストラクターを派遣する「も のづくり技術定着支援」事業を実施する。	○「カイゼン」を学ぶスクール、「カイゼン」指導を 行えるインストラクター派遣事業を実施 【目標】 ・「カイゼン」スクール受講者 15人 ・インストラクター派遣によるカイゼン指導 5社	→	→	→	7,602	商工政策 課
18	滋賀発の産業・雇用創 造推進プロジェクト	戦略的分野における産業振興と一体となつた 雇用政策として、人材の確保・育成を促 進する取組と新製品開発・新規事業展開 への流れを促進し新たな雇用を創造する取 組を進め、雇用の受け皿づくりと安定的かつ 良質な雇用の創造を図る。	○合同就職面接会の実施 ○商品等開発、販路開拓など新規事業展開 への流れを促進する取組に対する助成 ○若年求職者に対する技能習得支援および 実習後の正規雇用の促進 ○企業における新事業展開等の人材力育成 確保 【目標】 雇用創出数 140人(労働雇用政策課分)	→	→	→	251,861	労働雇用 政策課
19	省エネ・創エネ導入促進 人材育成事業	高等技術専門校において、低燃費住宅の 施工や住宅性能表示制度に沿った施工に 関する訓練を実施し、省エネ・安全・安心な 住宅施工のための人材の育成を行うととも に、再生可能エネルギーに関する知識・技 能の習得・資格の取得に関する訓練コース を創設し、再生可能エネルギーの導入促進 を支える人材の育成を行う。	○カリキュラムの検討 ○指導員の養成	→	→	→	417	労働雇用 政策課
20	ワーク・ライフ・バランス推 進事業	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および実 践支援を行う中小企業ワーク・ライフ・バラン ス対応経営推進員を設置し、中小企業関係 団体と協働でセミナーの開催や企業訪問 指導によるモデル事例の発信を行い、中小 企業関係団体の主体的な取組を促進す る。	○中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推 進員の設置(1名) ○啓発パンフレットの作成 ○中小企業関係団体主催事業(企業経営者 向けセミナーの開催) 5回 ○企業訪問指導およびモデル事例としての発 信 24事例 【目標】 ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数 820 社(累計)	→	→	→	2,699	労働雇用 政策課
21	若年者総合就業支援 事業	若年求職者に対する就職相談、情報提供 等の各種就職支援を行うヤングジョブセン ターを運営する。	○ヤングジョブセンター滋賀の運営 ・相談員3名を配置 ・キャリアコンサルタント(1名)によるじっくり相 談 ・就職面接会(3回)・相談会(1回)の開催 ・就職関連情報の提供 ○滋賀県二一問題連絡会議の開催 ○「仕事応援ブック」の印刷・配布 ○インターネットによる企業情報等の提供 (WORKしが)	→	→	→	19,206	労働雇用 政策課

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
22	【若年者就労トータルサポート事業】 おうち若者未来サポートセンター事業	ヤングジョブセンター滋賀等の若年者就業支援機関を一体化した「おうち若者未来サポートセンター」を運営し、相談から就職までの一貫した支援をワンストップ体制で行う。	○総合案内を設置し、相談員2名を配置 ○ポスター・リーフレットの作成 【目標】 就職者率 58%	→	→	→	3,923	労働雇用政策課
23	UIJターン助成事業	県内の中小企業が県外から経験豊かな人材を雇用するために実施する「お試し就業」に要する経費に対し助成することにより、都市圏からの人材還流を促進する。	○地方の中堅・中小企業において、域外で働く30～50代のプロフェッショナル人材が正式な雇用契約の前に「お試し就業」する際に、その期間の給与等の半額を助成 【目標】 助成人数 15人	→	→	→	14,361	労働雇用政策課
24	【若年者就労トータルサポート事業】 ふるさと滋賀就職応援事業	県内外の若年求職者等のUIJターン就職を含む県内就職を促進するため、県内企業等の魅力を発信するとともに、両者が出会う場を提供する。	○UIJターン就職コーディネーターの設置 ・県内外の大学との情報交換 ・学内で実施の就職相談会の参加 ○県内外での合同企業説明会の開催 ・県内外で3回開催	→	→	→	10,266	労働雇用政策課
25	【若年者就労トータルサポート事業】 滋賀の“三方よし”若者未来塾事業	おうち若者未来サポートセンターの利用者を対象に選択できる多様な人材育成研修を実施し、正規雇用につなげる。	○社会人基礎力養成等の人材育成研修の実施 ○模擬面接、企業研究等、就職支援研修の実施	→	→	→	8,600	労働雇用政策課
26	ネクストチャレンジ推進事業	中高年齢者を対象に、就労支援を図ること、就業率を向上し、全員参加型の持続的な地域づくりの実現を目指す。	○シニアジョブステーション滋賀を設置し、就労プランナーを配置 ○雇用・就労促進啓発セミナー等の開催 【目標】 利用者数 2,950人	→	→	→	17,354	労働雇用政策課
27	働き・暮らし応援センター事業	障害者の就労支援を実施する「働き・暮らし応援センター」に職場開拓員を配置し、障害者の地域での自立と社会参加の促進を図る。	○働き・暮らし応援センター事業 職場開拓員:働き・暮らし応援センター(7センター) 各1人の設置 【目標】 ハローワーク登録者のうち就業中の者 6,050人	→	→	→	9,671	労働雇用政策課
28	しごとチャレンジ推進事業	地域・企業・教育機関等との連携により、小学校・中学校の児童・生徒を対象として、しごとの紹介と体験の場を設け、職業観・勤労観を育むきっかけづくりを行う。	○しごとチャレンジフェスタ 小学生から中学1年生の児童・生徒を対象に、様々な職業を紹介するとともに、実際のしごとを体験する場を提供 【目標】 しごと体験者数 2,000人	→	→	→	3,000	労働雇用政策課
29	職業訓練事業費	在職労働者等を対象に、技能および知識の向上のための職業訓練を実施する。	○機械、溶接、電気・電子、建築、制御等の各分野についての、2～4日間程度の訓練(技能向上セミナー)を実施	→	→	→	5,110	労働雇用政策課
30	職業能力開発振興事業費	事業内認定職業訓練をはじめとする民間の職業能力開発の振興を図るとともに、技能水準の向上と技能労働者の社会的地位の向上を図るため、技能検定の普及を促進する。	○中小企業の事業主団体等が運営する認定職業能力開発施設への助成 ○滋賀県職業能力開発協会が実施する労働者の技能向上のための技能検定への補助	→	→	→	70,651	労働雇用政策課
31	中小企業人材育成促進事業	中小企業人材育成プランナーを配置し、人材育成に関する相談・援助、研修会の企画・実施、人材バンクの運用等を行うことにより、中小企業の人材育成を支援する。	○人材育成に関する相談・援助、情報提供 ○研修会等の企画・実施 ○人材バンクの運用 【目標】 研修会の受講者数 100人	→	→	→	3,985	労働雇用政策課
32	滋賀のイクボスプロジェクト	部下の育児等を積極的に応援しながら仕事での成果もあげる上司「イクボス」を増やすためのセミナーを開催するとともに、先進企業を中心とする研究会を実施する。	○入門編 × 5回 ○研究会 全3回	→	→	→	1,311	女性活躍推進課
33	働く場における女性活躍推進事業	企業における女性の活躍を推進するため、経営者、働く女性のそれぞれの対象に働きかけるセミナーを開催する。	○企業経営者・管理職のための女性の活躍推進セミナー ○働く女性のキャリアアップ支援セミナー ○滋賀の女性活躍「見える化」発信	→	→	→	2,822	女性活躍推進課

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
34	中学生チャレンジウィーク事業	子どもたちの勤労観・職業観をはぐくみ、自らの将来の生き方を見出していく力を養うため、中学2年生に対し5日間の職業体験を実施する。	○中学生が地域の事業所等に出向き仕事に触れることにより、働くことの意義、仕事のやりがいや苦労など、社会人としての生き方を学ぶプログラムの実施 【目標】 実施校 全公立中学校	→	→	→	739	学校教育課
35	専門高校プロフェッショナル人材育成事業	専門高校において、社会の変化や産業の動向に対応した、高度な知識・技能を身に付け、各専門分野の第一線で活躍できる地域人材を育成する。	○大学や研究機関、地域産業の知や技術を活用した研究開発の推進、特色あるカリキュラムの研究、高度な資格取得の指導 【目標】 高度な資格を取得した生徒数 300人	→	→	→	5,474	学校教育課
36	県立高等学校キャリア形成支援事業	社会人基礎力の育成や就業体験を効果的に活用しながらキャリア教育の実践研究に取り組み、社会的・職業的自立を目指す効果的なカリキュラムの研究・開発を行う。	○社会的・職業的自立を目指す効果的なカリキュラムを研究・開発するために、 ・キャリア教育のカリキュラムの確立 ・社会人基礎力の育成 ・就業体験の効果的な活用等を実施 【目標】 実施校 8校	→	→	→	2,007	学校教育課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

イ 中小企業の経営の安定および向上

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
37	事業所創エネ・省エネ促進事業	中小企業者等による省エネ・創エネ・スマート化の取組を促進するため、専門家によるエネルギー診断の実施や省エネ・創エネ設備等の整備に対して支援する。	○滋賀県産業支援プラザが実施するエネルギー診断の専門家派遣にかかる経費を補助 ○民間事業者等が実施する省エネ、ピーク対策、創エネ設備の導入にかかる経費の一部を補助 【目標】 ・省エネ診断受診件数 40件 ・創エネ・省エネ設備導入支援件数 45件	→	→	→	56,500	エネルギー政策課
38	【産業振興総合支援推進事業】 (公財)滋賀県産業支援プラザの支援体制の強化等	本県の中小企業支援の中核的なセンターとして、新事業の創出や経営革新などの支援を行う(公財)滋賀県産業支援プラザについて、必要な体制を引き続き整備する。	○(公財)滋賀県産業支援プラザの体制の整備への補助の実施 ・管理運営の実施 ・経済分析 ・情報収集、発信	→	→	→	215,934	商工政策課
39	事業継続計画策定支援事業	「中小企業事業継続計画(BCP)策定運用の手引き」を活用し県内中小企業の事業継続計画(BCP)策定を促進する。	○県内中小企業・小規模事業者のBCP策定を促進するため、 ①商工団体等支援機関の職員のBCP策定支援の一助とするとともに、県内の中小企業・小規模事業者のBCP策定につなげるため、県で作成した「事業継続計画策定の手引き」を活用し、両者を対象とした研修会を開催 ②BCPを策定、運用する上で課題を抱える企業に対する個別相談会の場を設け、より実効性のあるBCPの策定、運用を支援	→	→	→	817	中小企業支援課
40	中小企業振興資金貸付金 (経営支援資金、セーフティネット資金等)	中小企業者等の金融の円滑化、経営の安定、経営体質の改善に必要な資金の貸し付けを行う。	○県内金融機関への預託により融資を実施 ・経営支援資金 ・セーフティネット資金 ・政策推進資金 ・短期事業資金 ・緊急経済対策資金 ・市町小規模企業小口簡易資金	→	→	→	12,107,000	中小企業支援課
41	中小企業振興資金保証料軽減補助事業	中小企業振興資金貸付金の一部資金において、中小企業者等の保証料負担の軽減を図るため保証料の引下げを行う。	○以下の中小企業振興資金貸付金に係る保証料について、補助金を交付 ・経営支援資金小規模企業者特別枠 ・政策推進資金 ・省エネ・再生可能エネルギー枠 ・経営力強化枠 ・新事業促進枠(事業承継分) ・緊急経済対策資金 ・開業資金 (創業サポート枠、女性創業枠) ・市町小規模企業者小口簡易資金	→	→	→	172,018	中小企業支援課
42	県中小企業支援センター事業	(公財)滋賀県産業支援プラザに設置している県中小企業支援センターが、中小企業者等の経営資源の強化・促進のために行う事業に要する経費に対して助成する。	○県中小企業支援センター事業への補助 ・プロジェクトマネージャー・サブマネージャーの設置 ・窓口相談員の設置 ・専門家派遣事業の実施 ・情報化支援セミナーの開催	→	→	→	11,083	中小企業支援課
43	小規模事業経営支援事業費補助金	商工会、商工会議所および商工会連合会が小規模事業者のために行う経営改善普及事業等に要する経費に対して助成する。	○商工会等の経営改善普及事業等への補助 ・金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、その他経営に関する指導、斡旋等 ・小規模事業者の経営の改善発達に資する事業の実施、協力および指導 ・経営、技術、各種制度等に関する情報または資料の収集および提供 ○商工会・商工会議所が行う経営発達支援事業への支援・連携	→	→	→	1,509,607	中小企業支援課
44	一般活動費補助金 (商工会連合会・商工会議所連合会)	滋賀県商工会連合会および滋賀県商工会議所連合会が行う一般活動事業に要する経費に対して助成する。	○商工会連合会等の一般活動事業に対する補助	→	→	→	22,606	中小企業支援課

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
45	中小企業連携組織対 策事業費補助金	滋賀県中小企業団体中央会が中小企業 の組織化、育成および指導のために行う事 業に要する経費に対して助成する。	○県中小企業団体中央会事業に対する補助 ・組合等の組織化推進 ・組合事業及び経営の指導、監査 ・組合に関する教育、情報の提供 ・調査研究等の指導事業	→	→	→	102,582	中小企業 支援課
46	中小企業団体中央会 一般活動費補助金	滋賀県中小企業団体中央会が行う一般 活動事業に要する経費に対して助成する。	○県中小企業団体中央会の一般活動事業 に対する補助	→	→	→	10,576	中小企業 支援課
47	下請企業振興事業費 補助金	下請中小企業の経営の安定化と振興を図 るため、下請取引の斡旋に係る企業情報の 収集・提供の取組を支援する。	○専門調査員による下請企業等からの受発 注情報の収集 【目標】 あっせん紹介件数 500件	→	→	→	4,396	モノづくり 振興課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
48	【産業振興総合支援推進事業】 コラボしが21インキュベーション	(公財)滋賀県産業支援プラザによる、創業オフィスおよび創業準備オフィスにおける県内で創業を目指す者への施設貸与や事業計画書作成支援等に助成する。	○コラボしが21インキュベーションの運営への補助	→	→	→	1,653	商工政策課
49	地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業 (SOHO型ビジネス支援事業)	創業まもない小規模な事業者の活動支援とネットワーク形成の促進を図るため、草津および米原に設置するSOHOビジネスオフィスの運営等を行うとともに、入居者に対する相談・指導等、起業家の発掘から育成までを一体的に推進する。	○草津SOHOビジネスオフィス(20室)の運営 ○米原SOHOビジネスオフィス(10室)の運営 【目標】 事業拡大事業者数 79者 (H14からの累計(H26末時点で69者))	→	→	→	39,852	中小企業支援課
50	しがインキュベーション施設入退居者販路開拓支援補助金	創業・新事業に取り組んでいる県内インキュベーション施設入退居者に対して展示会等への出展費用の一部を補助することにより販路開拓支援を実施し、事業の成長促進を図る。	○県内インキュベーション施設入退居者に対する展示会等出展経費の補助 【目標】 補助事業の販路拡大達成率:90%	→	→	→	3,599	中小企業支援課
51	地域の創業応援隊事業	起業家の発掘から成長までを支援できる人材(IM)を養成し、地域の新たな需要や雇用を生み出す起業の促進を図る。 ※IM=インキュベーション・マネージャー。起業家を支援し、事業化までを導く専門家。	○IM養成研修の実施 ○地域の創業応援隊の情報発信 (県内IMの紹介冊子作成) ○フォローアップ研修の実施 【目標】 年間で10名のIMを養成	→	→	→	6,300	中小企業支援課
52	中小企業経営革新支援事業	「中小企業の新たな事業活動を促進する法律」に基づく中小企業支援制度のうち、中小企業の経営革新を支援するため諸施策を実施する。	○経営革新計画承認審査会の開催 ○補助事業の実施 ・市場化ステージ支援事業補助金による支援 ○経営革新計画フォローアップ調査の実施	→	→	→	15,233	中小企業支援課
53	しが新事業応援ファンド	地域ブランド力の強化や地域経済の活性化を図るため、県、金融機関等が(公財)滋賀県産業支援プラザに貸し付けたファンド資金を活用し、地域資源を活用して新しい商品やサービスの開発に取り組む中小企業等を支援する。	○地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を図る、調査研究などの企画検討の取組や研究開発、試作開発、販路開拓などの取組に対し補助	→	→	→		中小企業支援課
54	中小企業振興資金貸付金 (政策推進資金(新事業促進枠))	新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売方式の導入その他新たな事業活動、および事業の多角化や事業分野への進出ならびに事業承継を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るために必要な資金の貸し付けを行う。	○中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新に関する計画の承認を受けて、その計画を実施する中小企業者への必要な資金の貸し付け ○滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けて、その計画を実施する中小企業者等への必要な資金の貸し付け ○事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う中小企業者等への必要な資金の貸し付け ○事業基盤を県内に維持しつつ、海外で事業を展開しようとする中小企業者等への必要な資金の貸し付け ○事業承継に必要な資金の貸し付け	→	→	→	108,000	中小企業支援課
55	中小企業振興資金貸付金 (開業資金)	県内で新たに事業を始めるために必要な資金の貸し付けを行う。	○事業を営んでいない個人等であって、新たに開業しようとするもの、または開業後5年以内の者への必要な資金の貸し付け ○女性の創業に必要な資金の貸し付け	→	→	→	402,000	中小企業支援課
56	知財シーズ発掘・発信事業	本県モノづくり企業の有する優れた製品や技術に関する知的財産について、企業間の交流・マッチングを促進し、県内企業の製品開発力の強化および技術力の高度化、高付加価値化を支援する。	○公募により県内企業の知財シーズ情報を収集 ○シーズ集を作成し、企業等へ発信 ○交流の場としてのシンポジウム、マッチング会を開催 【目標】特許実施許諾件数 3件	→	→	→	500	モノづくり振興課
57	女性のためのアグリビジネス・サポート事業	農や食に関心のある女性を対象に、ビジネスの具体的なイメージが膨らむ連続講座を開催し、女性の感性等を活かしたアグリビジネスにチャレンジする女性の創出を図る。	○ビジネスの具体的なイメージが膨らむ連続講座の開催と個別対応 【目標】 連続講座の修了者数 30名	→	→	→	4,400	農業経営課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

エ 中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
58	滋賀の感性を伝える「ココクール」事業	滋賀らしい魅力をもつ商品やサービスの開発と販路開拓を促進するとともに、滋賀のブランド価値の向上を図るため、「ココクールマザーレイク・セレクション」の選定と、その広報を行う。	○ココクール マザーレイク・セレクションの選定 ○授与式 & フォーラムの開催 ○ホームページ、電子カタログ、雑誌広告等による発信 ○イベントへの出展 【目標】 「ココクール」Facebookにおける「いいね」件数 6,000件	→	→	→	3,408	商工政策課
59	「ココクール マザーレイク・セレクション」首都圏発信事業	首都圏展示会等に出展し、「ココクール」の情報発信を行い、滋賀のブランド力の向上を図る。	○首都圏における大規模展示会への出展 ○県外会議等への「ココクール」商品の提供 【目標】 展示会での来場者カード回収数 200件	→	→	→	2,414	商工政策課
60	新商品バイオニア認定商品トライアル購入事業	中小企業による新商品開発への取組を支援するため、滋賀県新商品バイオニア認定制度で認定した新商品を県がトライアル購入する。	○県による認定商品のトライアル購入の実施	→	→	→	1,000	中小企業支援課
61	滋賀の“ちいさな企業”魅力発信事業	県内各地域において、魅力的な商品やサービスを提供している“ちいさな企業”の活性化を図るため、県民等がお薦めする“ちいさな企業”を募集し、推薦された企業の魅力や役割についてWebを活用して情報発信を行う。	○県民等がお薦めする“ちいさな企業”の募集 ○Webによる“ちいさな企業”の情報発信 【目標】 魅力発信企業数 38社	→	→	→	5,200	中小企業支援課
62	「琵琶湖八珍」ブランド化事業	安土城考古博物館企画展により発表された「琵琶湖八珍」を滋賀の観光資源として価値を構築するため、飲食店・旅館・土産物店など事業者による活用促進と、観光客や消費者への利用訴求を展開する。	○事業者への活用促進として、「琵琶湖八珍」にちなむ新商品開発、事業者のマイスターとしての登録、統一感を持たせたPR資材の配布等により、湖産魚介類活用の契機を創出 ○消費者への利用訴求として、ポータルサイト・SNSを活用して参画事業者と消費者の双方向参加型の情報運用や、「おいしがうれしが」など既存システムとの連携により、湖産魚介類の持つ潜在的価値の掘り起こしを実施 【目標】 登録店舗数50件	→	→	→	3,966	水産課

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

ア ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
63	伝統的工芸品月間等 参加事業	県内の伝統的工芸品の振興を図るため、 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協 会が主催する全国規模の事業に参加す る。	○伝統的工芸品月間事業への参加 ○全国伝統的工芸品展WAZAへの参加	→	→	→	3,043	中小企業 支援課
64	「伝統の技と美」滋賀の 匠展開催事業	国、県指定の伝統的工芸品を中心に県内 で製造される伝統的な技術・技法を用いた 工芸品の手仕事の技術の高さ・実用性・美 といった価値を広く県民に伝えとともに販売 を促進するため、展示をメインとして、販売・ 実演を行う展示会を開催する。	○展示会の開催 【目標】 開催期間中の中場者数 3,000人	→	→	→	1,977	中小企業 支援課
65	ちいさなもののづくり企業等 成長促進事業	ものづくりに携わる中小企業・小規模事業 者が必要とする情報収集や、受注体制 についての取組、自社分析について支援を 実施することで、企業の自立的・持続的な 成長を促す。	○自社分析の支援 ○受注体制の強化支援 ○販路開拓、調達情報収集支援 【目標】 ・企業情報シート(県版知的資産経営報告 書)の作成支援 10件 ・発注元への受注側企業紹介数 30件 ・商談会への受注側参加企業数延べ 100社	→	→	→	8,800	モノづくり 振興課
66	近江技術てびん棒事 業	県内企業のビジネスチャンスの拡大を図り、 事業化を促進するため、県内企業の持つ優 れた技術を、県内外大手企業に対して直 接かつ具体的に提案(売り込み)する展示 商談会等を開催する。	○経済団体と連携した、大手メーカーに対する 展示商談会を開催 【目標】 情報交換件数(試作、見積依頼、名刺交換 等) 300件	→	→	→	842	モノづくり 振興課
67	プロジェクトチャレンジ支 援事業	中小企業者等が新製品や新技術開発を 活発化し新事業につなげられるよう、新プロ ジェクトを立案しチャレンジできる環境を整備 する。	○企業のコア技術を活かした新事業へのチャ レンジについて段階に応じた支援およびフォロ アップの実施 ・プロジェクトチャレンジ支援事業費補助金 ・チャレンジ計画のフォローアップの支援 【目標】 チャレンジ計画認定件数 8件	→	→	→	52,112	モノづくり 振興課
68	テクノファクトリーの運営	独創的な技術に基づき、研究開発の成果 を利用して行われる新製品の試作ならびに 製造に係る技術の開発および改良を支援 することにより、県内における産業の振興を 図るため、滋賀県立テクノファクトリーの運営 を行う。	○テクノファクトリー工場棟等の提供 ○テクノファクトリー入居企業への支援 【目標】 入居率 85%以上	→	→	→	391	モノづくり 振興課
69	企業化支援棟推進費	県内企業の技術開発と産業の振興を目的 に、技術開発室を貸し付けることにより独自 技術の開発や新製品開発に積極的な事 業者を育成支援する。	○企業化支援棟の電波暗室の運営 ○企業化支援棟に入居している企業の指導	→	→	→	6,056	モノづくり 振興課 (工業技 術総合セ ンター)
70	工業技術総合センター 試験研究指導費	技術開発や共同研究および県内企業への 技術移転を加速的に進め、もって競争力の 強化と新産業の創出を図るため、国等の外 部資金の積極的な導入を図るとともに、中 小企業等が各種の製品開発等を行う際に 利用する試験研究機器の開放と技術支援 の強化を図る。	○外部競争的資金導入型研究開発事業 ・経済産業省をはじめとする研究開発等に係 る外部資金の獲得 ○ものづくり支援開放機器整備推進事業 ・企業ニーズに沿った開放用試験機器と技術 支援の強化	→	→	→	146,018	モノづくり 振興課 (工業技 術総合セ ンター)
71	東北部工業技術セン ター試験研究指導費	技術開発や共同研究および県内企業への 技術移転を加速的に進め、もって競争力の 強化と新産業の創出を図るため、国等の外 部資金の積極的な導入を図るとともに、中 小企業等が各種の製品開発等を行う際に 利用する試験研究機器の開放と技術支援 の強化を図る。	○外部競争的資金導入型研究開発事業 ・経済産業省をはじめとする研究開発等に係 る外部資金の獲得 ○試験機器の整備・更新事業 ・企業ニーズに沿った開放用試験機器の整備 と技術支援の強化	→	→	→	124,335	モノづくり 振興課 (東北部 工業技術 センター)

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
72	地場産業新戦略支援事業	地場産業の活性化を図るため、地場産業における創意工夫、ブランド構築に向けた取組に対し支援を行う。	○滋賀県中小企業団体中央会が行う地場産業団体に対するブランド構築や新事業創出のための啓発活動や指導事業への助成 ○地場産業の地域特性を生かしたブランド力向上の取組等、創意工夫や意欲ある組合への助成 【目標】 当事業を活用し、商品開発や販路開拓など産地振興に向け取組を行った組合数 10組合	→	→	→	9,091	モノづくり振興課
73	高島産地製品の高付加価値化および新規需要開拓支援事業	高島クレープの国内外市場への拡大を目的に、クレープの快適性の根拠を明らかにし、これを基に快適性を高めた製品開発を行う。	○快適性を向上したクレープ肌着の試作と市場開拓 平成26・27年度の検証結果をもとに、快適性を向上したクレープ肌着を作製し、市場展開に向けた取組を実施する。	→	→	→	1,819	モノづくり振興課 (東北部工業技術センター)
74	「Made in SHIGA」企業立地助成金	滋賀県経済の発展に必要な企業の戦略的な誘致や、県内で操業中の企業のさらなる設備投資を促進するため、本社機能、研究開発拠点、マザー工場などの新規立地や県内工場の増設に対し、その費用の一部を助成する。	○大型案件 限度額10億円以内 (投下固定資産額の5%以内) ○一般案件 限度額1億円以内 (投下固定資産額の5%以内) 重点地域等に立地の場合 1億5千万円以内 (投下固定資産額の10%以内) ※対象分野、雇用や最低投下固定資産額等の要件あり。 【目標】 立地件数 1件	→	→	→	40,000	企業誘致推進室
75	近江の地酒普及促進事業	近江の地酒の魅力を県内外に発信し、県内にあっては県産日本酒への愛着と誇りを醸成するとともに、県内外での消費拡大をめざし、新酒発売時期である平成28年春季に、一般消費者を対象とした「新酒披露会」を開催する。	○滋賀県酒造組合が開催する「新酒披露会」の開催経費を助成 【目標】 ・「新酒披露会」参加者数 200名 ・参加者アンケート中「滋賀の地酒を購入する」との回答 80%	→	→	→	1,500	観光交流局

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

イ 小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
76	にぎわいのまちづくり総合支援事業	商店街等が行う、地域の特性を活かした商店街の魅力向上や地域のふれあい創出、空き店舗対策などの取組により、地域社会が抱える課題の解決や商店街等のにぎわいを創出しようとする事業を支援する。	○商店街等に対する補助 ・にぎわい創出推進事業 ・商店街基盤施設等整備事業 【目標】 多様な主体が参画する商店街のにぎわい創出への取組件数 14件	→	→	→	20,047	中小企業支援課
77	商店街等空き店舗活用マッチング支援事業	しが空き店舗情報サイト「AKINAILしが」の効果的な運用により、商店街の空き店舗の有効活用と小規模事業者の創業を促進する。	○「AKINAILしが」の運用、周知・広報 ・空き店舗情報の収集・登録・提供 ・ウェブサイトを活用した空き店舗所有者・管理者と出店事業者のマッチング ・創業支援情報の提供 【目標】 「AKINAILしが」によるマッチング件数 24件	→	→	→	925	中小企業支援課
78	商店街の元気・魅力発信事業	商店街の魅力をさらに引き出す継続性のある情報発信を行うことにより、商店街の集客増、一層の消費喚起を図り、人口減少社会における生活基盤、人々の活動、ふれあいの場として欠くことのできない商店街の多面的な機能の維持およびにぎわいの創出に繋げていく。	①番組による商店街情報の発信 ・月1回 8か月間 ・2～3商店街／番組を紹介 ②ホームページ等による情報発信 商店街の特長のPR、魅力ある個店情報等を発信 【目標】 ・情報発信における「ブログ」等へのアクセス数:8,000アクセス/年 ・「今回の事業が商店街にとって経済効果があった」と感じている割合:80%以上	→	→	→	7,700	中小企業支援課
79	魅力あるお店創出支援事業	商店街における魅力あるリーディング店舗の創出につなげるため、開業希望者を発掘・育成する創業支援セミナー、受講者を具体的な開業に導くフォローアップ、モデルとなる店舗への支援により、開業者の発掘・育成、独り立ちまでを一貫して支援する。	○創業支援セミナー 商店街等での創業を目指す方を対象としたセミナーの開催(全8回程度) ○修了者のフォローアップ事業 開業の実現性を高めるため、セミナー受講修了者同士が相互に情報交換等ができる場や相談できる機会の提供 ○魅力あるお店創出モデル支援 セミナー受講修了者のうち、具体的に開業を検討している者の中から専門家等による意見を踏まえて1名を採択し、店舗の家賃を補助 【目標】 セミナー受講者・修了者への支援件数 20件	→	→	→	2,000	中小企業支援課

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

ウ 観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
80	滋賀・びわ湖ブランド推進事業	滋賀県の地域ブランドを構築、向上し、県民の誇りづくりおよび地域の活性化を図る。	○ブランディングデザイナーのプロデュースのもと、新たな視点から発掘した滋賀の魅力を具体的に発信する「滋賀・びわ湖+DESIGNプロジェクト」を展開 ○「滋賀・びわ湖ブランド」を首都圏で総合的に発信する新たな拠点を整備	→	→	→	258,916	企画調整課
81	県域無料Wi-Fi整備促進事業	観光・商業の振興、災害対策等に有効となる無料Wi-Fi環境の県内における整備の促進および利便性の向上を図る。	○無料Wi-Fi整備促進協議会の運営 ○無料Wi-Fi啓発推進委託事業 ○県立施設無料Wi-Fi整備事業 ○滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助	→	→	→	9,164	情報政策課
82	観光物産振興事業負担金 (観光物産情報発信事業等)	(公社)びわこビジターズビューローが実施する観光・物産振興事業に対して負担金を提出する。	○下記の事業に対し、負担金を拠出 ・観光物産情報発信事業 ・旅行商品化提携事業 ・教育旅行誘致事業 ・郷土物産展開催事業 など 【目標】 滋賀県観光情報ホームページへのアクセス件数 520万件	→	→	→	76,687	観光交流局
83	首都圏観光情報発信事業	首都圏において、大河ドラマの放映や、本県の文化財に関する展覧会の機会を活かして、観光PRや情報発信を積極的に展開することで、観光地「滋賀」の認知度向上を図るとともに、宿泊を伴う観光誘客を促進する。	○東京都内博物館での企画展に合わせた滋賀の魅力発信 ○忍者を活用した国内外からの観光誘客 ○パイヤーを意識した物産展示会への出展 ○滋賀の物産を紹介するリーフレット等の作成 ○旅行会社、マスコミ等に対する観光情報発信 【目標】 センター来場者数 94,000人	→	→	→	11,311	観光交流局
84	地域観光活性化支援事業	県内各地域観光振興協議会等の行う観光活性化およびJR等の駅を利用した交通2次アクセスの利便性の向上のための事業を支援し、誘客を図る。	○地域が行う広域的な観光活性化事業に対する補助 ○大河ドラマ「真田丸」の放映を機に観光客の誘致促進を図る事業に対する補助 【目標】 支援件数 25件	→	→	→	16,000	観光交流局

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

Ⅰ その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
85	森の資源研究開発事業 費補助金	森林資源を利用した製品の開発、研究に 対して支援する。	○木材乾燥、木材加工および木質バイオマス に関する技術開発・調査研究等への補助	→	→	→	5,000	森林政策 課
86	滋賀の卸売市場活性化 推進事業	卸売市場等が連携して実施する、卸売市 場の体質強化や連携活動、実需者のニー ズと生産をつなぐ取組、卸売市場に対する 県民の理解を深める活動に対して支援を行 い、取扱量の拡大等による卸売市場の活 性化を図る。	○研修会・事例調査等の実施、市場を学ぶ 教室の開講などに要する経費への補助	→	→	→	500	食のブラン ド推進課
87	建設産業適正化推進 事業	相談・指導事業を実施し、建設業取引の 適正化・関係法令遵守の徹底を図る。	○活性化推進員を設置し、建設業者等の相 談や、建設企業への訪問指導・啓発を実施 【目標】 年間の訪問指導件数 70事業者	→	→	→	2,730	監理課

(4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の推進(条例第9条第1項)

番号	事業名	事業概要	平成28年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成28年度 予算案 (単位:千円)	担当課
				H28	H29	H30 以降		
88	伊藤忠商事株式会社との連携協定	伊藤忠商事(株)のネットワーク等を活かし、中小企業、ベンチャー企業、研究機関等における新事業の創出を支援する。	○県内中小・ベンチャー企業や研究機関等のシーズを活用した事業化等支援 ○伊藤忠商事(株)からのニーズ提案による事業化支援	→	→	→		商工政策課
89	滋賀の“ちいさな企業”応援月間事業	“ちいさな企業”向け施策について周知を図るため、10月の「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」において、関係機関と連携してセミナーや施策説明会、相談会等を開催する。	○セミナー・施策説明会・相談会等の開催 【目標】 ・滋賀の“ちいさな企業”応援月間に位置付ける事業 200事業 ・セミナーの参加者数 200人	→	→	→	2,247	中小企業支援課
90	中小企業活性化推進事業	「条例」の普及啓発、中小企業者等の意見の反映の推進と中小企業活性化施策の分かりやすい周知を図るため、意見交換会や企業訪問等を実施するとともに、施策紹介冊子等を作成する。	○施策紹介冊子の作成・配布 ○条例パンフレットの作成・配布 ○中小企業活性化施策実施計画の作成・配布 【目標】 ・意見交換会 10回 ・企業訪問等 100社	→	→	→	1,240	中小企業支援課
91	産学官連携推進事業	大学等の研究シーズを有効に活用し、本県中小企業等の新製品・新技術の研究開発等につなげる産学官連携の支援体制を整備し、共同研究の推進や研究成果の事業化を促進する。	○産学官連携の支援体制の整備 ○共同研究の推進や研究成果の事業化の促進 【目標】 産学官連携等共同研究体の形成数 6件	→	→	→	12,225	モノづくり振興課
92	6次産業化ネットワーク活動整備事業	六次産業化法認定者が行う6次産業化ネットワークを構築し実施するプロジェクトにおいて必要となる加工・販売等にかかる施設・機械の整備を支援する。	○加工・販売等にかかる施設・機械等の整備に対する補助	→	→	→	51,954	農業経営課
93	6次産業化ネットワーク活動推進事業	6次産業化のさらなる取組を推進するため、農林漁業者と食品事業者、観光業者など多様な業種と連携した新商品の開発や、販路開拓などの取組を支援する。	○6次産業化ネットワークの構築等に対する補助 ・推進会議の開催 ・研修会 ○支援体制整備 6次産業化プランナー等を配置 【目標】 新たな加工・販売等に取り組む実践者数 10事業者	→	→	→	19,028	農業経営課

8. 中小企業の活性化の推進に関する条例の改正の概要

県内企業の 86.7%を占める小規模企業が、地域の経済や社会の担い手として果たしている役割の重要性に鑑み、平成 25 年の中小企業基本法の改正や平成 26 年 6 月に施行された小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、本条例の一部を改正しました。

改正のポイント

- ・ 小規模企業者の定義を定めました。
- ・ 基本理念に、小規模企業の持続的な発展が図られることの追加などをしました。
- ・ 10 月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」として定めました。
小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、事業を実施することとします。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

改 定義の追加

(3)小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所または事業所を有するもの

改 基本理念の追加・修正

- (1)中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- (2)小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること（追加）
- (3)小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること（修正）
- (4)地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- (5)ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること
- (6)県、中小企業者、中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること

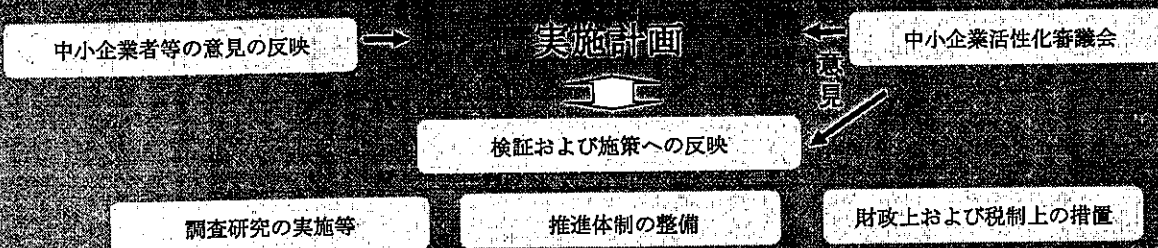
●施策の基本

- (1)中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
- (2)中小企業の経営基盤の強化
- (3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活性化

●県、中小企業者、関係者等の役割等

●連携および協力の推進

◎施策の推進のための仕組み



追加 滋賀県ちいさな企業応援月間

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進

中小企業の活性化を推進し、本県の経済および社会の発展に寄与

9. 滋賀の“ちいさな企業” 応援月間について

『平成28年度 滋賀の“ちいさな企業” 応援月間』(案)

～地域で活躍する小規模事業者を中心とした中小企業を応援します！～

“ちいさな企業”の意義・役割

- 中小企業は県内企業の99.8%を占めており、そのうち小規模企業が9割近くを占め、地域経済や雇用を支えている。
 - 地域の安全・安心やコミュニティの維持など社会的にも大きな役割を果たしている。
 - 地元の食材や原料を使用し、身近な消費者に製品やサービスを提供することにより、お金を地域内で循環させる担い手となっている。
- ※“ちいさな企業”とは、小規模企業を中心とする中小企業のこと

課題

- 県民に県内の“ちいさな企業”の役割や魅力が十分に伝わっていない。
- 中小企業、とりわけ小規模企業向け施策は、国や経済団体、支援機関、金融機関、市町、県等の様々な機関により実施されているが、支援を必要としている企業への周知が必ずしも十分でないとの声がある。(事業者や支援機関との意見交換会やアンケートによる意見)



『滋賀の“ちいさな企業” 応援月間』

～地域で活躍する小規模事業者を中心とした中小企業を応援します！～

【10月】

関係団体等が連携を図り実施

- ちいさな企業が担う役割や魅力を積極的に情報発信する。
- ちいさな企業への支援策や諸活動等を積極的に実施する。
- ちいさな企業への施策の周知および活用を促進する。

応援月間の取組

「滋賀の“ちいさな企業”元気セミナー」

○中小企業、とりわけ小規模企業の独創的な取組事例や施策の活用事例を紹介するなど“ちいさな企業”に焦点を当てたセミナーを開催する。

- ・有識者による講演会
- ・小規模企業による事例発表 など

「いきいき滋賀モノづくりセミナー」

○自社の強みを生かした持続的・継続的な成長を応援するため、企業経営や企業間連携に関する先進的な取り組みに焦点を当てたセミナーおよび交流会を開催する。

“ちいさな企業”施策説明会・相談会事業

○上記のセミナーの開催と併せて“ちいさな企業”向け施策を展開している機関による施策説明会を開催。

○関係団体と連携し、“ちいさな企業”向けの相談会も併設する。

各関係団体等で支援事業の実施

(国、市町、経済団体、支援機関、金融機関、大学等)

○応援月間にあわせて各関係団体等において支援事業等に取り組んでいただく。

【事業実施の一例】

- ・経営相談会
- ・融資相談会
- ・ビジネスマッチング
- ・創業スクール
- ・経営塾

など

連携

「応援月間」事業一覧取りまとめ

○各関係団体等が応援月間において実施する“ちいさな企業”を対象とする施策や支援策等を一覧に取りまとめて広報を行う。

県と各関係団体等の連携について

「応援月間」の広報について

○広報啓発資料等により、応援月間の広報を実施する。

○各関係団体等とも連携し、応援月間事業について広報を行う。

10. 平成27年度の条例・施策の周知・意見交換等の取組について

1. 条例・施策等の周知

- 商工観光労働行政施策説明会による周知（4月）
- 各商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の総会、説明会等における周知（計23回）（H28.2末時点）
- 滋賀のちいさな企業元気フォーラムでの周知
- 施策紹介冊子（ご活用ください！小規模企業を中心とした中小企業のみなさんを応援します！）による周知
商工団体や市町、県内金融機関への配布等

2. 団体や地域に出向いての意見交換会

- 関係団体等に広く呼びかけ、団体等の会合に出席して条例や平成27年度の実施計画等について説明し、意見交換を実施（計23回）（H28.2末時点）
- 制度融資についての商工会議所・商工会との地域別意見交換会（7月～8月 計7回）

3. 職員による企業訪問の実施

- 条例制定前から取り組んできた職員による企業訪問を継続して実施。企業の抱える課題や県の施策への要望等について、中小企業等の声を聴く。 → 99社（H28.2末時点）を訪問

4. アンケート調査の実施

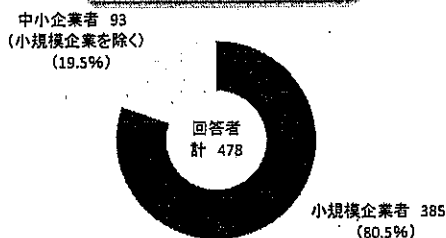
- 中小企業へのアンケート調査の実施（7月～8月）
商工団体の会員企業700社を対象に、アンケートを実施

■ アンケート調査の結果

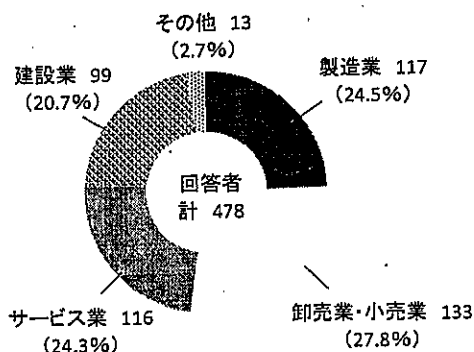
○ 調査概要

調査対象	商工会・商工会議所・中小企業団体中央会の会員企業のうち製造業、卸売業・小売業、サービス業、建設業から均等抽出
	商工会 200
	商工会議所 200
	中央会 300
	計 700
調査方法	商工会等による配布・回収、無記名方式
調査期間	平成27年7月2日～平成27年8月7日
総配布数	700社（中小企業：140社 小規模企業 560社）
回答数	478社
回答率	68.3%

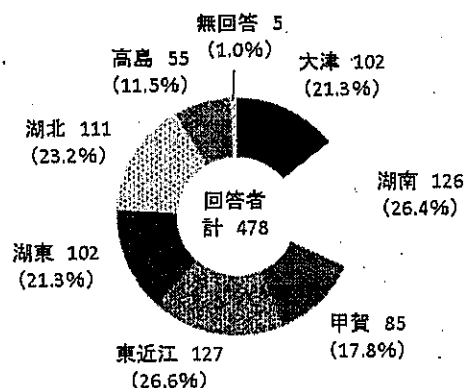
(1) 回答者の企業規模



(2) 回答者の業種

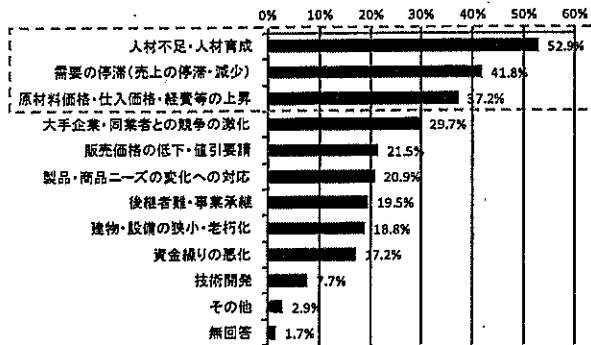


(3) 回答者の地域（複数回答可）



(4) 企業経営における課題（全回答・規模別）

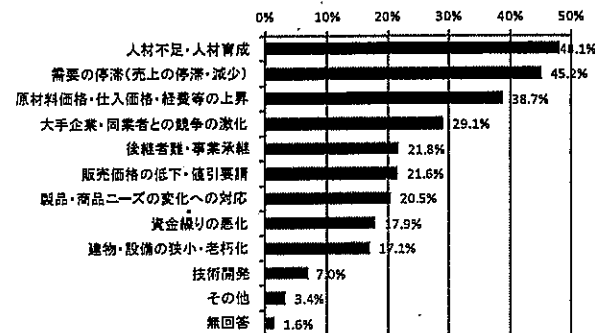
【全回答】 回答者：478



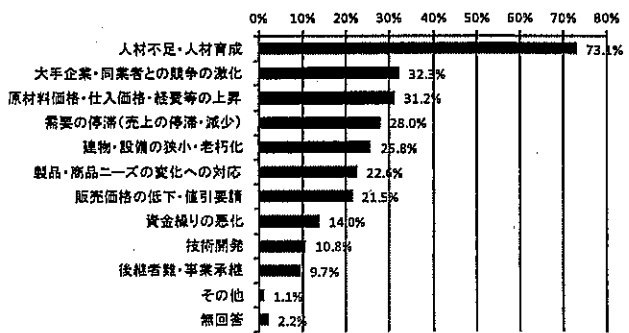
(参考) 平成26年度中小企業活性化施策についてのアンケートとの比較

- 1位 需要の停滞(売上の停滞・減少)
- 2位 原材料価格・仕入価格の上昇
- 3位 人材不足

【小規模企業】 回答者：385

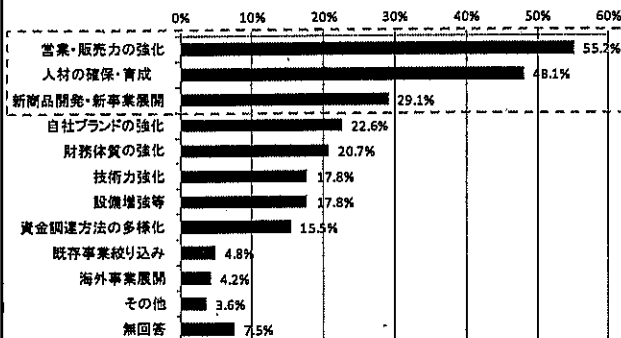


【小規模企業を除く中小企業】 回答者：93



(5) 支援を求めたいこと（全回答・規模別）

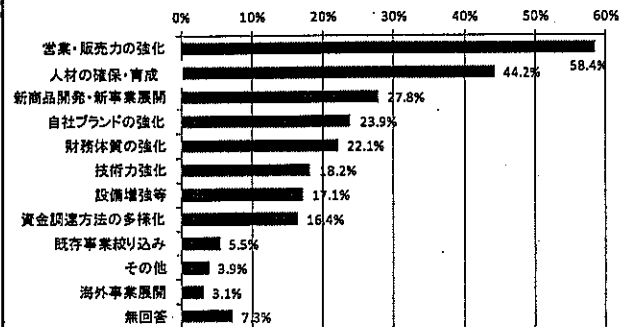
【全回答】 回答者：478



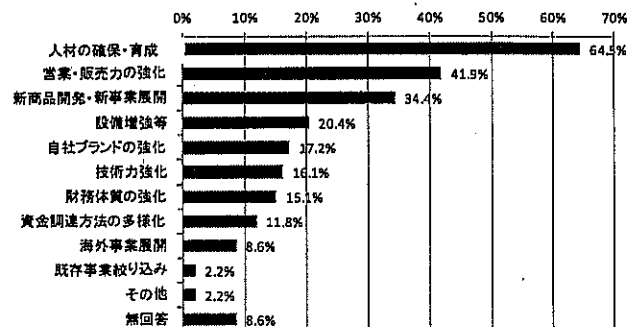
(参考) 平成26年度中小企業活性化施策についてのアンケートとの比較

- 1位 営業・販売力の強化
- 2位 人材の確保・育成
- 3位 自社ブランドの強化

【小規模企業】 回答者：385



【小規模企業を除く中小企業】 回答者：93



11. 平成26年度の実施計画の実施状況の検証結果について

条例第11条第1項の規定に基づき、平成26年度の滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証を行いました。

■平成26年度の実施状況

- ・中小企業の自らの成長を目指す円滑化では、淡海環境プラザ管理運営費ほか計21事業を実施。
- ・中小企業の経営基盤の強化では、女性の活躍推進応援事業ほか計63事業を実施。
- ・産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化では、伝統的工芸品月間等参加事業ほか計57事業を実施。
- ・中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進では、未来成長拠点形成事業ほか計9事業を実施。

■実施状況の評価方法・区分

【評価方法】

目標数値がある事業については、数値目標の達成状況を基本に、数値に現れない取組成果・課題等を加減し、事業全体を4段階で評価する。また、数値目標が設定できない事業については、定性評価により事業全体を4段階で評価する。

【評価の区分】

- A：予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況・・・100%以上
 B：ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況・・・75%以上～100%未満
 C：予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況・・・50%以上～75%未満
 D：予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況・・・50%未満

■評価結果（全体）

評価	全体		中小企業の自らの成長を目指す円滑化		中小企業の経営基盤の強化		産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化		中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
実施状況Aの事業	74	49.3%	12	57.1%	27	42.9%	31	54.4%	4	44.4%
実施状況Bの事業	62	41.3%	6	28.6%	30	47.6%	21	36.8%	5	55.6%
実施状況Cの事業	8	5.3%	2	9.5%	4	6.3%	2	3.5%	0	0.0%
実施状況Dの事業	6	4.0%	1	4.8%	2	3.2%	3	5.3%	0	0.0%
合計	150	100.0%	21	100.0%	63	100.0%	57	100.0%	9	100.0%

■評価と課題

中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

総括

水環境ビジネスや「滋賀健康創生」特区の取り組みが推進されるなどビジネスの芽が着実に育っており、また、中小企業の海外展開における環境整備の面においても、現地政府機関や民間企業との協力関係が構築されるなど充実が図られているところであり、今後は、具体的なビジネス案件の創出につなげていく必要がある。

- 水環境ビジネスにおいては、県内企業の取組の発信やビジネスマッチング機会の創出を通じ2件のプロジェクトがJICAや環境省の事業採択を受け実施されるとともに、平成25年度に指定された「滋賀健康創生」特区において、総合特区制度の財政支援措置を受ける2件目の事業が構築されるなど、将来において成長発展が期待される分野での事業が促進され、着実に成果が表れてきている。
- 中小企業の海外展開支援については、ベトナム・ホーチミン市との覚書の締結や、損害保険会社と産業支援プラザ、県との3者間で協定を締結するなどを行ったところである。今後は、現地のニーズの丁寧な把握に努め、県内企業とのきめ細かなマッチングを行い、具体的なビジネス案件の創出につなげていく必要がある。

中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

総括

商工会等による経営指導や制度融資の活用促進などにより、中小企業の経営改善に一定の成果が得られているが、依然として、企業ニーズにあった人材の確保および育成、販路開拓支援、創業支援などが求められており、これらの課題等の解決に向けて、引き続き、きめ細かな支援を実施していくことが求められる。

- 滋賀マザーズジョブステーションやおうみ若者未来サポートセンターを通じた就職者数が、目標値を上回るなど、着実に成果が現れてきているが、女性の活躍促進や若者の就労支援に引き続き取り組んでいく必要がある。
- 産業支援プラザや商工会等の相談窓口や経営指導員による地道な経営指導により、経営改善の一定の成果が得られた。また、中小企業における再生可能エネルギー設備や省エネ設備等への補助を通じて、経営の合理化などが図られた。資金貸付においては、中小企業者のニーズに応じた貸付けメニューを整備するなど、中小企業者の多様な資金需要に対応できたが、引き続き、中小企業者の金融の円滑化に資するよう取り組む必要がある。
- コラボしが21インキュベーション施設やSOHO型ビジネスオフィスの利用により、新たな事業が着実に育っているが、依然として、開業率は低迷しており、更なる創業支援に努めていく必要がある。

産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

総括

企業のコア技術を活かした新事業へのチャレンジ支援や企業ニーズに沿った開放用機器導入による支援により、ものづくり産業を担う中小企業の研究開発が促進されるなど成果があらわれているが、小規模事業者に対しては、よりきめ細かな支援が求められる。

また、引き続き、地場産業の活性化、商店街の活性化、介護人材確保などへの支援が求められていることから、地場産業振興、商店街振興、介護サービスなどの産業分野に即した支援施策等に取り組む必要がある。

- 企業情報シート作成、企業のコア技術を活かした新事業へのチャレンジ支援、企業ニーズに沿った開放用機器導入による支援により、自社の強みや弱みの再発見や研究開発の促進などの成果を得ることができたが、小規模事業者に対しては、引き続き、きめ細かな支援をしていく必要がある。
- 地場産業については、地場産業団体や産地組合のブランド構築などへの取組支援を行ったが、さらに県内外への地場産品の魅力発信や新商品開発の支援等を通じて、活性化につなげるように取り組む必要がある。
- 商店街の空き店舗率は増加しているが、商店街での創業支援により実際に開業した者が現れるなど、一定の成果が出ている。今後も、空き店舗活用の促進、開業者の独立ちまでの支援、商店街の効果的な魅力発信などを総合的に展開し、より一層の振興に努める必要がある。
- 様々な観光促進策により、県内宿泊観光客が増えるなどの成果が現れており、その来訪者の増加を、中小企業の事業機会の拡大につなげていく必要がある。

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

総括

農工商連携事業や6次産業化ネットワーク活動事業を実施する中で、より一層、成果をあげていくためには、農業者と商工業者の更なる連携が求められている。また、産学官連携推進事業では、連携の場の提供にとどまらず、成果の事業化を見据えたプロジェクトの構築が必要となっている。

また、初めて開催した「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」事業では、多様な関係者と連携しながら、62機関において、210事業を実施し、“ちいさな企業”が担う役割や魅力の発信、“ちいさな企業”への施策の周知を図ることができた。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例 (平成24年滋賀県条例第66号)

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。

また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (3) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (4) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特色が生かされること。
- (5) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
- 3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第6条 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
- 3 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
- 4 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業活性化施策の基本)

第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第4項までに定める施策を基本とするものとする。

- 2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。

- (2) 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。
- (3) 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。
- 3 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。
 - (2) 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。
 - (3) 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。
 - (4) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。
- 4 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

- 第9条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。
- 2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

- 第10条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。
- 2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(検証および施策への反映)

- 第11条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

- 第12条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

- 第13条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

- 第14条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上および税制上の措置)

- 第15条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

- 第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、第10条第2項および第11条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

- 第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 〔以下略〕

滋賀県産業振興ビジョンの概要

第1 ビジョン策定の趣旨

1 ビジョン策定の背景・意義

中長期的な視点から、「何を強みとして、どのような産業やビジネスモデルを成長の“エンジン”として振興し、さらに県内での経済循環をどのように促進していくのか」といった視点から産業振興のあり方を考え、戦略的に取組を図るため策定

2 ビジョンの県政における位置付け

- 本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針
- 「滋賀県基本構想」に基づく部門別計画の一つ
- 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく施策の展開とあいまって、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指すもの 等

3 計画期間 10年：平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）

第2 本県産業の現状と課題

1 本県産業を取り巻く経済・社会情勢の変化

- (1) 国内の動向 ○ 人口減少と少子高齢化の進行
- 製造業における海外現地生産比率の上昇
- 東日本大震災を契機としたエネルギーをめぐる社会情勢の変化
- 東京オリンピック・パラリンピック、本県での国民体育大会等の開催 等
- (2) 世界の動向 ○ アジアをはじめとする新興国市場の拡大 等
- (3) 国の成長戦略等における施策の方向
- 成長戦略の推進 ○ 「小規模企業振興基本法」の施行 ○ 地方創生の推進

2 本県の特徴と課題

- 豊かな自然環境と多くの歴史遺産・文化資産 ○ 恵まれた地理的条件と広域交通基盤
- 県内総生産に占める第二次産業の割合の高さ
- 製造業のほとんどの業種が「域外需要産業」
- 進む県内企業の海外事業展開 ○ 受け継がれる「三方よし」の精神
- 取引先との信頼関係と技術力を強みとする中小企業、一方、難しい人材の確保・育成
- 様々な分野の大企業のマザー工場や研究所が多く立地
- 多くの産地で厳しい状況にある地場産業
- 減少傾向にある商業・サービス業の事業所数と従業者数
- 若者を取り巻く厳しい雇用情勢 ○ 女性の労働力率の低さと大きな潜在力
- 豊富な地域資源、一方で、宿泊・滞在型観光の少なさ、ブランド力の弱さ
- 教育研究機関が多数立地 ○ 全国第1位のFTTH（光回線）世帯普及率 等

第3 産業振興の基本的な考え方

1 基本理念

世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる
“滋賀発の産業・雇用”の創造

2 ビジョンが目指す姿

- ☆新たな成長産業の創出により、『日本を支えるたくましい経済が創造』
- ★挑戦する企業の活躍により、『地域経済の活性化、雇用の維持・拡大』
- ☆世界に通用するブランド価値の発信により、『滋賀のステータスが向上』
- ★地域貢献企業の集積により、『地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立』
- ☆イノベーションの連続により、『新たなビジネスモデルが次々と展開』

3 産業振興施策を進めるにあたっての視点

- ① 産業活動を支える『事業環境づくり』の視点
- ② 地域の特性を活かした『まちづくり』の視点
- ③ 本県産業を担う『人づくり』の視点
- ④ 多様な産業の集積を活かした『つながりづくり』の視点
- ⑤ 中小企業の強みを伸ばす『競争力づくり』の視点
- ⑥ 追従を許さない『モノづくり』の視点
- ⑦ 滋賀ならではの『ことづくり』の視点
- ⑧ 一人ひとりの県民の『幸せづくり』の視点

第4 産業振興の基本的方向

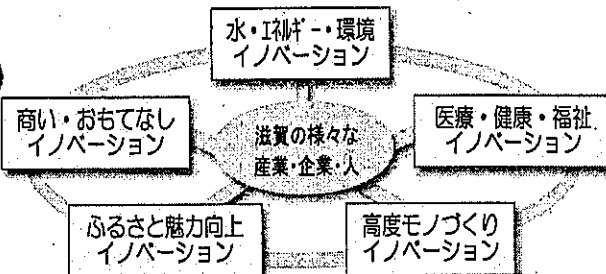
1 今後の本県経済を牽引する産業

(1) 振興を図るべき産業

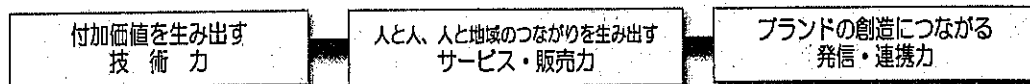


(2) 当面、重点的に取り組む5つのイノベーション

※イノベーション：新たな価値を創造し、社会や暮らしによりよい変化をもたらすこと



(3) 本県産業の強化を図る3つの企業力【地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たす中小企業・小規模事業者の課題を踏まえ、特性に応じて強化】



2 産業振興施策の基本

(1) 企業の経営基盤力の強化

- 経営基盤の強化に対する支援
- 創業および新事業創出の促進
- 中小企業・小規模事業者の活性化
- 企業立地の促進

(2) これからの産業を担う人材力の強化

- キャリア教育等の推進
- 産業のニーズにあった人材の育成・確保
- グローバル人材の育成・確保
- 中小企業の人材育成に対する支援
- 起業家の育成等
- 県内大学生等の定着促進
- 若者の活躍推進 ○ 女性の活躍推進
- 障害者の活躍推進 ○ 高齢者の活躍推進
- 外国人材の活用 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進
- 雇用のミスマッチの解消等 ○ 優れた技能の伝承

(3) 新たな価値や力を生み出す連携力の強化

- 異分野・異業種間の連携の推進
- 企業間連携の推進
- 産学官民および地域との連携の推進
- 広域での地域間連携の推進
- 中小企業支援機関や公設試験研究機関間の連携の推進

(4) 海外の需要を取り込む国際展開力の強化

- 企業の海外展開に対する支援
- 海外からの企業誘致の推進 ○ 海外からの誘客の推進

(5) 経済循環力の強化

- 地域資源の活用の促進
- 滋賀の資源をつなぐコーディネート機能の充実
- 県内での企業間取引の促進
- 「地産地消型」・「自立分散型」エネルギー社会の創造に向けての取組の推進

(6) 事業活動を支える地域力の強化

- 企業で働く人やその家族が住みやすいまちづくり ○ 「滋賀・びわ湖ブランド」の取組推進
- コミュニティビジネスの推進 ○ 人と物の交流を支えるインフラの整備 ○ 産業用地の確保

第5 ビジネスの推進

1 各主体の役割

- 県の役割 庁内の関係部局が連携し、総合的に施策を推進するとともに、県内企業へのヒヤリングや関係団体・市町等との意見・情報交換を行うなどして、本県産業の実態や課題の把握と、それらを踏まえた施策の構築等に努める。また、必要な調査・研究を実施。
- 企業の役割 ○ 関係団体等の役割 ○ 大学等教育・研究機関の役割 ○ 金融機関の役割 ○ 県民の役割

2 市町や国等との連携 市町と連携・協力し、それぞれの地域の特性や実情に応じた産業の創出・振興を図ること 等

3 本県経済・産業の活性化状況のモニタリング

毎年度、有識者等の意見を聴きながら、本県経済・産業の動向について、量的（客観的）および質的（主観的）の両面からモニタリングを行い、その状況を把握・分析し、具体的な施策の構築や検証等に活用

お問い合わせ先：滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077(528)3733 FAX:077(528)4871

E-Mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/>

